健保ニュース

2023 年 11 月 20 日 UACJ健康保険組合

ご家族等の健康保険加入時における"住民票提出義務化"に関するお知らせ

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取り組みに伴い、厚生労働省の省令にて「健康保険の資格取得(保険証の新規発行)に"住民票住所の確認"が必須」※となります。

つきましては、2023年12月1日より、ご家族等の健康保険加入手続き時には、もれなく 住民票(原本)が必要となります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

※2023年12月1日に省令改定の予定

<参考>ご家族の健康保険加入時に、市役所等の窓口にて住民票を申請する際の内容

申請する書類	住民票の写 し ^{※1}
申請時に追加する項目	
世 帯/続 柄	必 要 ^{※2}
本 籍/住所コード	不 要
個人番号 (マイナンバー)	任 意

※1:住民票の写し=住民票(原本)を提出(コピー不可)

※2: ご家族がご本人と同居の場合は、ご本人と加入するご家族が記載されている住民票が必要。 ご家族がご本人の住民票住所と異なる場合は、ご本人の住民票と加入するご家族が記載されて いる住民票がそれぞれ必要。

以下のような事由に当てはまる場合は、その家族の「保険証」と「健康保険被扶養者異動届(減)」をすみやかに届け出てください。

- ◆就職・別居・死亡などにより被扶養者として該当しなくなった場合
- ◆収入が増えて、被扶養者の認定条件を満たさなくなった場合
- ◆仕送り等をやめて生計維持関係がなくなった場合